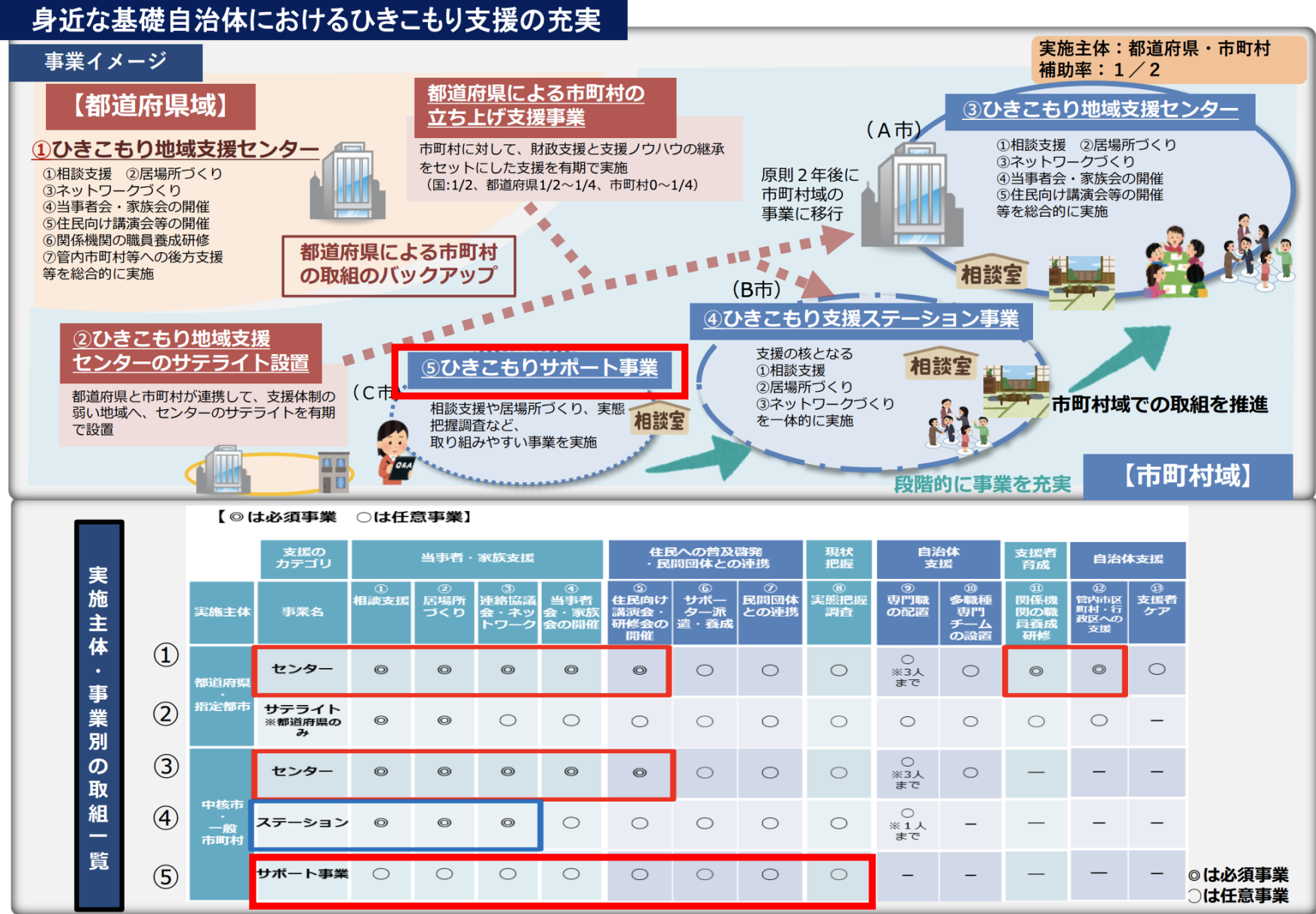




ひきこもり支援ステーション事業及びひきこもりサポート事業

ひきこもり支援ステーション事業 (R4~)

必須事業

- 相談支援事業（窓口周知）
ひきこもり支援コーディネーター（1名以上配置）が、ひきこもりの状態にある本人、家族からの電話、来所等による相談や必要に応じて訪問支援を行い、早期に適切な機関につなぐ。
- 居場所づくり事業
- 連絡協議会・ネットワークづくり事業

任意事業

- 当事者会・家族会開催事業
- 住民向け講演会・研修会開催事業
- サポーター派遣・養成事業
- 民間団体との連携事業
- 実態把握調査事業
- 専門職の配置

ステーション事業、サポート事業は、2以上の自治体による共同実施も可能

ひきこもりサポート事業

ひきこもり支援の導入として、地域の特性や対応状況に合わせて任意の事業を選択（複数可）して実施

相談支援事業

居場所づくり事業

連絡協議会・ネットワークづくり事業

当事者会・家族会開催事業

住民向け講演会・研修会開催事業

サポーター派遣・養成事業

民間団体との連携事業

実態把握調査事業

＜主な取組例＞

A市 人口約 約19万人
相談窓口は一部社福法人へ委託により開設
その他、農作業を通じた居場所の開設や、住民等への実態調査を予定

B町 人口約 約1.5万人
相談窓口は法人へ委託により開設、アウトリーチ型支援も実施する。町が運営するデイケアと連携したグループ活動、居場所の設置等

＜国庫補助基準 (R4)＞

補助率 1 / 2
基本額 重層的支援体制整備事業を実施していない場合：10,000千円
重層的支援体制整備事業を実施している場合：7,500千円
加算額 任意事業に取り組む場合について、その事業に応じた基準額を加算（1事業500千円～3,000千円）

※サポート事業からステーション事業への移行

ひきこもりサポート事業

ひきこもり支援の導入として、地域の特性や対応状況に合わせて任意の事業を選択（複数可）して実施

相談支援事業

居場所づくり事業

連絡協議会・ネットワークづくり事業

当事者会・家族会開催事業

住民向け講演会・研修会開催事業

サポーター派遣・養成事業

民間団体との連携事業

実態把握調査事業

＜主な取組例＞

C市（中核市） 人口約 37万人
ひきこもりに悩んでいる家族を対象に、認知行動療法に基づくCRAFT手法を用いた関わり方研修を開催（委託）
全6回コース×2回（年）

D市 人口約 9.5万人
民生委員児童委員へのアンケート調査による実態調査を実施
・事前説明会の開催
・作成と結果分析等

＜国庫補助基準 (R4)＞

補助率 1 / 2
実施する事業に応じた基準額の合計とする。
○相談支援事業、居場所づくり事業、民間団体との連携事業：各1,000千円
○連絡協議会・ネットワークづくり事業、当事者会・家族会開催事業、住民向け講演会・研修会事業、サポーター派遣・養成事業、実態把握事業：各500千円

出典：厚生労働省「ひきこもり支援に関する取組」を基に作成
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/hikikomori/index.html

12



港区

能率UP

企業価値UP



人手が必要な企業の方々
短時間で働きたい障害のあるの方々

超短時間雇用 はじめませんか？

超短時間雇用とは

働く意欲があっても、障害等の何らかの事情により長時間の勤務が難しい方々が、過1時間からでも働ける環境を整備する取り組みです。

**お気軽に
お問い合わせ
ください！**

超短時間雇用の事例

- ・保育園における清掃、消毒業務
- ・カフェの受付業務
- ・レストランでの食器洗浄
- ・図書館での書籍の管理
- ・企業におけるデータ入力、封入作業
- ・介護施設における清掃、消毒業務
- ・パン屋におけるパンの成形
- ・翻訳業務 等

お問い合わせ

【職場への導入のご相談】
【就職のご相談】

港区超短時間雇用促進窓口
(みなと障がい者福祉事業団内)
TEL:03-5439-8062
FAX:03-5439-2515
MAIL:mswc@beach.ocn.ne.jp

超短時間雇用の流れ

- 01
職務定義



ピープルデザイン研究所の職員が企業等を訪問し、課題やミッションを把握しながら、社員の方々と一緒に仕事の切り出しを行います。
- 02
希望者の募集



切り出された仕事に対し、みなと障がい者福祉事業団に登録している方の中から、就職希望者を募ります。
- 03
見学・実習



みなと障がい者福祉事業団の職員と一緒に、企業等で見学・実習を行います。
- 04
採用



実習を経て、企業が採用すると判断すると、マッチングとなります。
- 05
定期的な定着支援



就職後も、みなと障がい者福祉事業団の職員が定期的に職場を訪問するなどして、企業、ワーカー双方をサポートします。



ワーカーの声

・何をやるかが決まっているのでプレッシャーがない
・自分のペースで仕事ができ、自分でも働けるんだと自信が持てる



企業等の声

・自分たちがやるより細やかな対応をしてもらえる
・日々の業務の負担が減り、ありがたい

【事業に関する問合せ】
港区 保健福祉支援部 障害者福祉課 障害者支援係
TEL:03-3578-2462 FAX:03-3578-2678

出典：出典：NPO法人 みなと障がい者福祉事業団「超短時間雇用事例のご紹介（超短時間雇用チラシ）」
https://minato-jigyodan.org/?page_id=1573